

岩手県告示第253号

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち復興局に係るものを次のように定め、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

室課名	事業名
生活再建課	被災者住宅再建支援事業費補助